

パブリックコメント手続 実施結果
「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）」

1 募集期間 令和8年1月28日（水）～ 令和8年2月27日（金）

2 意見の件数・意見提出者数 13件・3人

3 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	人	人	人	1人	人	1人	1人

4 内容別の意見件数

	項目	件数
1	計画全体に関する意見、要望	1件
2	実施体制に関するご意見	2件
3	情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するご意見、要望	2件
4	まん延防止に関するご意見、要望	1件
5	検査に関するご意見	1件
6	保健に関するご意見	2件
7	その他感染症対策に関するご意見、要望	3件
8	パブリックコメント手続に関する意見、要望	1件
9	その他意見（匿名の意見等、提出要件を満たしていないもの）	0件
	合計	13件

5 意見への対応区分 ※「手続に関する意見、要望」、「その他意見」として整理したものを除く。

対応区分	説明	件数
反映	意見を受けて計画(素案)等に一部修正を加えたもの	5件
対応済み	すでに計画(素案)等に記載されているもの又はすでに対応しているもの	1件
参考	計画(素案)等への反映は困難であるが、今後、取組を推進する上で参考とするもの	6件
	合計	12件

6 条例、計画等の公表日（予定） 令和8年3月31日（火）

茅ヶ崎市 保健所保健企画課 保健企画担当
0467-38-3313(直通)
e-mail:hokenjyo_hokenkikaku @city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■計画全体に関する意見、要望（1件）

(意見1) (対応区分：対応済み)
新型インフルエンザについてもっと説明してほしいです

(市の考え方)

「新型インフルエンザ等」に関しては、改定素案 P1「第1部 第1章 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定」の中で図表にて整理しております。

「新型インフルエンザ等」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法で定義されたものであり、季節性インフルエンザとは異なり、国民が免疫を獲得していないため、全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある「新型インフルエンザ」「指定感染症」「新感染症」を指します。

当計画は、それらのような社会経済活動に大きな影響を与える感染症危機に対して、平時から有事までの総合的な対策を位置付けるものでございます。

■実施体制に関するご意見（2件）

(意見2) (対応区分：反映)
「1-3.実践的な訓練の実施」について、政府行動計画、県行動計画の内容も踏まえて、訓練を実施するべきではないか。

(市の考え方)

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府・県計画と整合を図りつつ、改定作業を進めております。訓練についても、当然、政府・県計画を踏まえて進めていきますが、そのことを明確にするため、本文を修正します。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
1-3.実践的な訓練の実施 市は、市行動計画に基づき、 <u>政府及び県行動計画等の内容を踏まえつつ、医療機関</u> をはじめとした関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(保健所・くらし安心部・関係部局)	1-3.実践的な訓練の実施 市は、市行動計画に基づき、 <u>医療機関</u> をはじめとした関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(保健所・くらし安心部・関係部局)

(意見3) (対応区分: 反映)

「3-1-2. 県による総合調整」について、特措法上、市町村からの総合調整の要請は、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関するものとされており、計画上、明確化したほうがよい。

(市の考え方)

法令に位置付けられている事項を明確化するため、本文を修正します。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
3-1-2. 県による総合調整 県は、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことから、市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、 <u>新型インフルエンザ等緊急事態措置</u> に係る総合調整の実施を要請する。（保健所・くらし安心部）	3-1-2. 県による総合調整 県は、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことから、市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、 <u>対策</u> に係る総合調整の実施を要請する。（保健所・くらし安心部）

■情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するご意見、要望（2件）

(意見4) (対応区分: 参考)

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発で、医療機関等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく とあるが、今だ市立病院に通院している患者はコロナやインフルエンザに罹患する確率は高いのではないかと伺い、家には来ないで欲しいと言ったことを言う市民がいる。

市立病院で定期受診は病気の特性上、かかせず、特に空気感染やひまつ感染のリスクのある病気ではない。むしろ、一般の方々の方が、咳症状がありながらマスクをせずに過ごしたり、手洗いやうがいといった基本的な感染対策をされていないように思う。現在、市立病院では、医療従事者の方、患者も不しょく布のマスクが義務づけられており、入口、トイレの入口等にも消毒液の設置もなされており、一般のお店、公共施設内、バスや電車内で、マスクを使われてない方も増えているので、そちらの方がリスクが高いと思う。正しい知識を持ち、正しく怖がることが大切ではないかと思う。医療従事者、介護施設の方は、そのリスクから、正しい知識を持って従事されていると思います。社会的に必要不可欠な方々です。病気をきちんと理解するように講座など定期的にひらいて欲しい。

(市の考え方)

感染症に係るその患者や医療機関、医療従事者等に対する偏見・差別等に関しては、平時からの感染症対策を進めるにあたり、市民の方々の受診行動や地域の医療提供体制の確保の妨げとなります。

本市としては、本計画でお示ししているとおおり、市民の方々等が正しい情報を入手し、偏見や差別等につながらないように、平時から、感染症やその対策の知識に関する普及啓発に努めてまいります。

(意見5) (対応区分：参考)

市のホームページでの正しい患者発生数がつど発表されているのを知らない方も多く、やみくもにこの感染症がはやってるなど軽い気持ちで伝える方も多い。確認するとすでにその情報は古かったりする事も多く、市民に正しい情報をアップデートし、伝える意識を持つようにできると良いと思う。

(市の考え方)

感染症に関する情報提供に当たっては、国や県が発信する情報や感染症の発生状況等を正確に把握するとともに、迅速かつ分かりやすい情報提供に努めてまいります。

■まん延防止に関するご意見、要望（1件）

(意見6) (対応区分：参考)

感染対策は、平常時からの正しい対策方法やワクチンの効果の周知が大切と考えます。市民に向けての講座の開さいなどわかりやすく学べる機会をイベント時に行うなどしてみてはどうかと思う。又、自分は咳症状がある時は、マスクを使用する、早めの受診を心がける。外出時の手洗いうがいを行うなど、日頃から行う意識が大切だと考えます。教育現場ではもちろん行っていると思いますが、みなが社会の一員という事を理解し、正しくおそれて、落ち着いた行動を願います。

(市の考え方)

感染症の対策に関する周知につきましては、ホームページによる感染症の発生状況や予防方法等の掲載、感染症の流行時や予防週間に合わせたLINEやXでの配信による注意喚起、市役所本庁舎市民ふれあいプラザでの展示やデジタルサイネージを活用した周知を行うほか、社会福祉施設への研修等を通じて普及啓発に努めているところです。

また、市ではこどもに対する各種定期予防接種に加え、高齢者に対する定期予防接種として、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、肺炎球菌感染症、带状疱疹については、一部公費負担で実施しており、ワクチンの効果について、市ホームページ等により周知を図っております。

引き続き、様々な機会を捉えて適切な感染症の対策に関する普及啓発に努めてまいります。

■検査に関するご意見（1件）

（意見7）（対応区分：反映）

「1-2. 訓練等による検査体制の維持及び強化」について、市の訓練を踏まえて、県衛生研究所が検査体制の拡充に係る要請を受けることは現実的でない。

（市の考え方）

市としては、必要な検査体制を確保していくあたり、関係機関等との連携は必要不可欠と考えております。一方でご意見のとおり、本市の訓練結果のみをもって、県衛生研究所の検査の処理件数等を拡充することは困難であると考え、修正します。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
<p>1-2.訓練等による検査体制の維持及び強化</p> <p>市は、予防計画に基づき、県衛生研究所や検査等措置協定締結機関等*における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるように、訓練等で定期的に確認を行う。</p>	<p>1-2.訓練等による検査体制の維持及び強化</p> <p>市は、予防計画に基づき、県衛生研究所や検査等措置協定締結機関等*における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるように、訓練等で定期的に確認を行う。県衛生研究所や検査等措置協定締結機関等は、訓練等を活用し、市と協力して検査体制の維持に努める。</p>
（保健所）	（保健所）

■保健に関するご意見（2件）

（意見8）（対応区分：反映）

「3-2-1. 相談対応」について、業務一元化は、県計画で検討することとされており、改めて業務一元化を実施するか否かに関し、協議を行う必要はない。

（市の考え方）

市としては、市の業務がひっ迫した場合において、県に対して、業務の一元化の実施を働きかけていく必要があると考えております。県計画の記載内容も踏まえつつ、表現を修正します。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
<p>3-2-1. 相談対応</p> <p>市は、有症状者等からの相談に対応する</p>	<p>3-2-1. 相談対応</p> <p>市は、有症状者等からの相談に対応する</p>

相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託を検討するとともに県による業務一元化について <u>検討を促す</u> 。(保健所)〈寒川町民を含む〉	相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託を検討するとともに県による業務一元化について <u>協議する</u> 。(保健所)〈寒川町民を含む〉
--	---

(意見9) (対応区分: 反映)

「3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保」では、変異株の状況の分析や情報提供を実施する旨の記載があるが、衛生研究所等と役割を整理するべきではないか。

(市の考え方)

本市は、衛生研究所を設置しておりませんが、保健所設置市として、県衛生研究所等と連携しながら、管内のサーベイランスを安定的に実施していく必要があると考えております。

一方でご意見のとおり、県計画において、変異株の状況の分析や情報提供は衛生研究所等の取り組みとして実施され、本市のような保健所設置市等にも情報提供がなされることとされていることから、当該項目を削除します。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
(削除)	<u>3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保</u> 市は、 <u>県衛生研究所等と連携して、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、</u> <u>地域の変異株の状況の分析、本庁等への情報提供・共有等を実施する。</u> (保健所)

■その他感染症対策に関するご意見、ご要望 (3件)

(意見10) (対応区分: 参考)

今年度(昨秋)も医院では、受診者の任意で風邪(コロナ・インフル・両方)予防接種が実施されていましたが、このことの説明もそしてPRももっとあってよいのではと思います。

(市の考え方)

本計画は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある感染症への対策を総合的にまとめるものとして策定するものです。本計画の趣旨に鑑み、季節性のインフルエンザの予防接種等、すでに定期接種として実施している予防接種については、詳細を記載しておりません。

一方、本計画において、市は、定期の予防接種の実施主体として、平時から市民の方々等に適切な情報提供をしていくこととしており、これまでに引き続き、定期接種について接種を希望される方が接種機会を逃すことがないように、様々な媒体を通じて情報提供に努めてまいります。

(意見11) (対応区分：参考)

今年度も地域によっては、重いインフルの流行があったとか。当地区はどうだったのでしょうか。

(市の考え方)

本市では、保健所管内における感染症の発生状況を踏まえ、インフルエンザ流行発生警報を発表しました。引き続き、感染症の予防や対策を図るため、感染症の発生状況の把握及び情報提供に努めてまいります。

(意見12) (対応区分：参考)

带状疱疹・プラセンタ注射・肺炎球菌等の対策はどうなっているのでしょうか。よく理解していない人も多いと思います。新型インフルエンザ等と記してあるのでお聞きします。また説明会もあってよいのではと思います。

(市の考え方)

本計画は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある感染症への対策を総合的にまとめるものとして策定するものです。本計画の趣旨に鑑み、季節性のインフルエンザの予防接種等、すでに定期接種として実施している予防接種については、詳細を記載しておりません。

市ではこどもに対する各種定期予防接種に加え、高齢者に対する定期予防接種として、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、肺炎球菌感染症、带状疱疹を一部公費負担で実施しており、対象の方へは、市ホームページ等により周知を図っております。その他の任意接種等については、国の予防接種健康被害救済制度の対象とならず十分な補償ができないことから、市の事業として実施しておりません。

今後も、定期接種について接種を希望される方が接種機会を逃すことがないように取り組むとともに、任意接種については国の動向に注視し、定期の予防接種に位置づけられた際には適切に対応してまいります。

■パブリックコメント手続に関する意見、要望（1件）

（意見13）（対応区分：参考）

パブリックコメント意見（等）募集について

当「パブコメ」の意見募集をもっとPR（啓発）していただきたいと思うし、説明会も実施してほしいです。だいたい応募者が少ない

①ほとんどの（多くの）パブコメ（パブリックコメントの意見募集で、これまでいつも（ほとんどの件が）応募者が非常に少なかったと思う。パブリックコメントの意味（公意募集）（市民の意見募集）の意味からしてももっとPR（啓発・多くの情報発信）等したり色々な工夫をしてほしい。

②上記と関連ありますが、市広報ちがさき情報欄に当パブコメの募集が記載されておりますが、多くの市民は見逃し見落とし等をしてしまわないでしょうか。

③パブコメの意味からしても市民に説明会開催するのが原則と思う。

④説明会（パブコメの）開催した（茅ヶ崎ゴルフ場等）パブコメは、パブコメ等の説明会参加者も多く、パブコメ応募者も非常に多かったと思う。

⑤R4年度2月のパブコメは・十数件あったと思うが、R5年度のパブコメは2月5件（1から2月かけ3件）前年度の1/3に件数が減りました。更なる工夫をお願いします。

（評価すると同時に時期的にやむを得ないと思うところもありますが色々な配慮がないと市民は適切に応募できないと思う。

（市の考え方）

パブリックコメント手続きは、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆様からご意見をいただくことができる重要な市民参加の機会であると認識しています。

実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、X、LINE、デジタルサイネージの活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会を通しての周知等、様々な周知啓発を行っており、広報紙の作成にあたっては、多くの市政情報をより分かりやすくお伝えできるよう努めておりますが、紙面に限りがあるため、その号に掲載する記事の内容に応じて、掲載する欄や量を総合的に調整し、より多くの市民の皆様には情報を認知していただけるよう工夫しております。

パブリックコメント手続きははじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて様々な方法を組み合わせて実施することとしており、今後も市民参加機会の充実を図るとともに、積極的な情報提供に取り組んでまいります。

**「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）」
パブリックコメントの実施結果（新旧対照表）**

修正後	修正前
<p>P35 第3部 第1章 実施体制 第1節 準備期 略 1-3.実践的な訓練の実施 市は、市行動計画に基づき、<u>政府及び県行動計画等の内容を踏まえつつ、医療機関</u>をはじめとした関係機関と連携し、<u>新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。</u>（保健所・くらし安心部・関係部局）</p>	<p>P35 第3部 第1章 実施体制 第1節 準備期 略 1-3.実践的な訓練の実施 市は、市行動計画に基づき、<u>_____医療機関</u>をはじめとした関係機関と連携し、<u>新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。</u>（保健所・くらし安心部・関係部局）</p>
<p>P38 第3部 第1章 実施体制 第3節 対応期 略 3-1-2.県による総合調整 県は、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、<u>県及び関係市町村並びに指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことから、市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、<u>新型インフルエンザ等緊急事態措置</u>に係る総合調整の実施を要請する。</u>（保健所・くらし安心部）</p>	<p>P38 第3部 第1章 実施体制 第3節 対応期 略 3-1-2.県による総合調整 県は、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、<u>県及び関係市町村並びに指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことから、市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、<u>対策</u></u>に係る総合調整の実施を要請する。（保健所・くらし安心部）</p>
<p>P75 第3部 第10章 検査 第1節 準備期 略 1-2.訓練等による検査体制の維持及び強化 市は、予防計画に基づき、<u>県衛生研究所や検査等措置協定締結機関等*</u>における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確</p>	<p>P75 第3部 第10章 検査 第1節 準備期 略 1-2.訓練等による検査体制の維持及び強化 市は、予防計画に基づき、<u>県衛生研究所や検査等措置協定締結機関等*</u>における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確</p>

<p>保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、訓練等で定期的に確認を行う。</p> <hr/> <p>(保健所)</p>	<p>保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、訓練等で定期的に確認を行う。県衛生研究所や検査等措置協定締結機関等は、訓練等を活用し、市と協力して検査体制の維持に努める。(保健所)</p>
<p>P8 5 第3部 第11章 保健 第3節 対応期 略 3-2-1. 相談対応 市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託を検討するとともに県による業務一元化について検討を促す。(保健所)〈寒川町民を含む〉</p>	<p>P8 5 第3部 第11章 保健 第3節 対応期 略 3-2-1. 相談対応 市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託を検討するとともに県による業務一元化について協議する。(保健所)〈寒川町民を含む〉</p>
<p>P8 9 第3部 第11章 保健 第3節 対応期 略 (削除)</p>	<p>P8 9 第3部 第11章 保健 第3節 対応期 略 3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保 市は、県衛生研究所等と連携して、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析、本庁等への情報提供・共有等を実施する。(保健所)</p>